〃	第132回	492,080,000円	490,315,556円
〃	第133回	383,540,000円	381,996,665円
〃	第134回	361,100,000円	359,416,728円
〃	第135回	214,060,000円	213,079,250円
〃	第136回	579,730,000円	577,714,544円
〃	第137回	263,420,000円	262,496,464円
〃	第138回	221,130,000円	220,337,112円
〃	第139回	190,300,000円	189,534,265円
〃	第140回	323,650,000円	322,141,320円
〃	第141回	666,850,000円	663,794,634円
〃	第142回	786,970,000円	783,773,884円
〃	第143回	597,270,000円	595,175,983円
〃	第144回	1,149,060,000円	1,144,939,803円
〃	第145回	564,740,000円	562,467,531円
〃	第146回	839,580,000円	835,666,312円
〃	第147回	678,090,000円	674,983,172円
〃	第148回	1,198,580,000円	1,193,438,129円
〃	第149回	629,500,000円	627,292,973円
〃	第150回	1,768,790,000円	1,762,447,569円
〃	第151回	751,780,000円	748,754,853円
〃	第152回	521,160,000円	518,730,624円
〃	第153回	443,580,000円	441,547,636円
〃	第154回	1,703,170,000円	1,696,320,218円
〃	第155回	1,338,260,000円	1,333,568,011円
〃	第156回	1,247,910,000円	1,243,435,370円
〃	第157回	620,800,000円	618,301,947円
〃	第158回	856,610,000円	852,616,931円
〃	第159回	836,810,000円	832,975,936円
〃	第160回	1,234,200,000円	1,229,066,433円
〃	第161回	1,161,760,000円	1,157,686,851円
〃	第162回	1,064,880,000円	1,061,071,694円
〃	第163回	1,368,650,000円	1,363,142,602円
〃	第164回	1,220,010,000円	1,214,322,935円
〃	第165回	1,368,230,000円	1,361,961,051円
〃	第166回	5,331,810,000円	5,308,012,395円
〃	第167回	116,500,000円	115,959,684円
〃	第168回	25,000,000円	24,894,360円
〃	第169回	4,000,000円	3,984,849円
〃	第170回	23,000,000円	22,921,597円
〃	第171回	15,000,000円	14,947,321円
〃	第172回	9,000,000円	8,971,534円
〃	第173回	27,000,000円	26,926,901円
〃	第174回	1,500,000円	1,496,616円
〃	第178回	123,900,000円	123,893,597円
合　　計		79,661,240,000円	79,420,467,192円

○**経済産業省・財務省告示第八号**

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第三号の二、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年五月経済産業省告示第百九十三号）第五号、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）第十号並びに外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第百九十三号）第二号の七及び第四号の規定に基づくロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
一　船主（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十八条第二項に規定する対外船舶運航事業者及び本邦船主をいう。）	一　船主（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十八条第二項に規定する対外船舶運航事業者及び本邦船主をいう。）